

取扱区分：公開

令和7年第3回

## 蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和7年3月25日（火）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

## 令和7年第3回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第3回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和7年3月25日（火） 午後2時00分

2 閉会日時 令和7年3月25日（火） 午後3時49分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 渋谷 悟      2番 爪川 博夫      3番 野口 勇      4番 萩原 和夫  
5番 常見 淳      6番 竹内 幸男      7番 杉崎 國昭      8番 山本 寿一  
9番 佐野 景子    10番 吉岡 政広    11番 山口 実      12番 齋藤 和久  
13番 高橋 建一    14番 本橋 トシエ

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）塚本 精一    （平野）甘浦 比呂見    （黒浜）小澤 はつ江    （黒浜）新井 仁  
（蓮田）原田 順一    （蓮田）増田 雅暢

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について（土地所有者→農林公社）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 4 時効取得を原因とする農地の権利移転について

報告 5 蓮田市特定農地貸付規程の変更について

8 出席した農業委員会事務局職員（4人）、農政課（1人）

事務局長 吉田 浩樹

事務局 野村 知代

事務局 中里 幸雄  
事務局 田嶋 諒大  
農政課 齋藤 欣志

## 9 傍聴人（0人）

なし

## 10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和7年第3回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。  
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。  
よろしく願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。

初めに、追加報告がございます。これに伴い、本日お配りいたしました議案に差し替えた内容となります。また、関連資料を添付しておりますので、併せてご確認ください。内容の詳細につきましては、後ほど農政課よりご説明申し上げます。

それでは、以後の進行は、会議規則により萩原会長をお願いいたします。

（議 長）

初めに、先月の総会において、委員提言として「議案書の報告案件に係る朗読を割愛し、質疑があれば事務局が対応するのはいかがか」という貴重なご意見をいただきました。

この提言を踏まえ正副会長で協議した結果、本総会より事務局が、議案書の報告案件に係る農地法第3条の3第1項の規定による届出の案件のみ朗読を割愛し、その他の報告につきましては今までどおり説明を行いたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

異議なし。

（議 長）

今後は、そのような形で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和7年2月25日に開催いたしました令和7年第2回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に向います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

(議長)

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、「11番 山口 実委員」、「12番 齋藤 和久委員」にお願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「13番 高橋 建一委員」、「14番 本橋 トシエ委員」にお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、1件追加させていただき、差し替えました議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5でございます。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

【備考】議案名の変更について

これまで、農地の貸借手続きは、農地法3条、農業経営基盤強化法、農地中間管理事業の推進に関する法律の3つの手法での選択が、令和7年3月まで可能でした。

そこで従来は、農業経営基盤強化法、農地中間管理事業の推進に関する法律の案件をまとめ、「農用地利用集積計画の利用権設定について」との案件名で審議をお願いしておりました。

今月の審議案件から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいた案件だけとなることから、議案名を「農用地利用集積等促進計画について(土地所有者→農林公社)」と変更させていただきました。

なお、議案2号の議案名については、審査内容の変更はございませんので、従来どおりの「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」のままでございます。

(議 長)

次に議案第1号、新規設定の番号1から番号4につきまして、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

番号1から番号4まで、今回の案件から、全て渡人から一度、農林公社に譲り渡すこととなります。

(議 長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1から番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1から番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案書2ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第2号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

議案第1号の渡人の●●さんは、●●●●に住んでおります。父親の●●●●さんは、●●●●に住んでおられましたが、既にお亡くなりになられ、●●さんが相続されました。

そこで、●●さんが●●●●から週1、2回●●に来られて、土地の管理や家の管理をやっているらしいです。

しかし、管理が困難となったことから、貸し付けるということになったようです。

農林公社から借り受ける●●さんは、●●●●に住んでおられるのですが、何回か足を運びましたがご不在のため、面会することができませんでした。

事務局の方で分かりましたら、よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

受人の方については、新規就農でやられる方になっております。農業委員会へ農地のあっせんの相談に来られたため、今回、農業委員会から土地の紹介させていただき、契約に至ったものです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

●●さんのご年齢を教えてください。

(事務局)

●●代後半くらいです。

(委員)

面積が、●●●㎡なのですが、この面積から始められるのですか。

(事務局)

番号1の3つの筆となりますので、全部で●●●●㎡、●反を超える面積となります。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

●●さんは、兼業農家で副業としてやられるのですか。

(事務局)

●●さんは、新規就農のご相談で事務局に来られた方で、仕事はされておらず、これから本格的に専業でやっていきたいそうです。

最初は、他の仕事と掛け持ちでやる可能性もありますが、最終的には、農業で生計を立てていきたいと考えている方です。

(委員)

●●さんから聞いた話ですと、●●さんは農業の研修に参加したらしく、新たにこの申請地から始めたいということでした。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

農地は適正に管理されていたのですが、受人には会えませんでした。詳細は、事務局からお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

受人は、●●●●●の方のようです。年齢は、●●歳です。

申請地は●●●●●—●で、受人のご自宅は申請地の隣の●●●●●—●となります。お住まいの隣で野菜を作ることを目的に借り受けると伺っています。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

この案件は、●●●●●●との契約です。12月に大体の案件は出されましたが、残りの案件があり、申請となりました。

何も問題はないと思いますが、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからのご説明がありましたように、●●地区におきまして、●●●●●●さんが水稲耕作を目的に田の貸借を行うものです。

以前、●●地区の水田の貸借について、●●●●●●さんが申請されておりましたが、当初、契約を予定していて書類が整っていなかった筆が10数筆ありました。今回、その内の1筆について書類が整ったということで、申請されたものです。

貸借の期間については、9年11か月ということで、他の筆と終わりの時期を合わせています。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

現在、●●●●●●さんも手いっばいだということでしたが、お願いしてやってくれるようになったそうです。

問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

ここは、今年の3月に利用権の設定が切れた所です。今までは他の方が耕作されていたのですが、継続して耕作できなくなったようです。隣の耕地で●●●●●●さんが耕作していたことから、●●●●●●さんに次の担い手として耕作をしていただけることになったようです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号4につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書3ページ、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第3号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

●●さんのご親戚ということで、今までずっと相対で土地を貸借して自家用の野菜を作っていたのですが、このような形で申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3条関係をご覧ください。

全部効率利用要件については、3月12日に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が180日以上ということを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

2ページ目の下の公図を見ていただくと、隣に山林があるのですが、こちらについても受人の方で一体として管理しておりましたので、特に問題はないと考えます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

●●さんは亡くなっており、ご家族もおられないため、詳細は分かりかねます。また、受人とも連絡が付かない状態です。

場所は、樹木を伐採、伐根して農地として管理されていますが、まだ何をやるか分からない場所だと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3条関係の3ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、申請地以外の農地は所有していませんが、事前に現地を整地しているということで、管理していることを確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が250日、一緒に働く従業員2名が150日ずつ農作業されると伺っております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

現在、この場所は、所有者不在になっており、財産管理人の弁護士が付いている所なので、全く管理がされていなかったのですが、受人が重機を入れて整地して、耕作できる状態にしてくださいということです。事務局の方で現地確認もしており問題ないと考えます。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

受人は何をされている方かわかりますか。

(事務局)

受人は、●●●●●●の代表の方になりますが、他にも●●●●●●を経営されているそうです。最終的には、この農地の隣の●●さんの自宅があった土地を購入し、住めるように整備し、自分の事業と合わせて経営していきたいと伺っております。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書4ページ、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第4号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、渡人に話を伺うことができました。受人の代表は、渡人の実の息子になります。受人の会社は、自宅の一部を駐車場として使っていたのですが、事業拡大により手狭になり、資材置場と駐車場を申請地の方へ移動したいということで、申請に至ったとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5条関係の1, 2ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、除外は、令和6年8月15日付で出ております。

申請地の概要として、申請地は、大字●●●地内、●●●●●●●の西約140m、県道行田蓮田線沿い●●●●●●●の南側隣地に位置します。

農地性は、第2種農地（市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることを見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地）です。

目的は、資材置場、駐車場の敷地拡張となります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水、雑排水はありません。

現地を3月7日に確認しました。

補足説明資料の2ページ下の公図の青い線で囲った部分が農地以外で、4筆の●●●●m<sup>2</sup>と一体利用です。

関係各課との調整についても、その他の欄に記載してあります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、承認することといたします。  
ここで、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書5ページ以降の 報告1から報告4につきまして、事務局お願いいたします。

(事務局) — 報告1から報告4、議案書朗読 —

(議 長)

次に、報告5「蓮田市特定農地貸付規程の変更について」につきまして、農政課お願いいたします。

(農政課)

「蓮田市特定農地貸付規程の変更について」ですが、閏戸と川島に蓮田市で経営しているふれあい農園がございまして、そちらを開設するにあたり制定する必要がございました。

ふれあい農園は、閏戸に101区画、川島に54区画設けており、大変ご好評いただいております。

特定農地貸付の変更につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行例」第4条に基づき、農業委員会の承認を受けなければならないことになっております。但し、軽微な変更の場合は、承認は要しないこととなっております。

今回の変更の内容につきましては、軽微な変更に該当するという事で、農業委員会には報告とさせていただきます。

主な変更箇所については、①蓮田市特定農地貸付規程の第4条に貸付要件とございます。第4条第1項第3号に、「貸付けに係る賃料は、別に定める」と改正しております。別に要綱が規定されており、そちらの要綱に定めているためです。

次に、第8条、貸付農地の管理・運営等、とありますが、貸付農地の管理・運営は、環境経済部産業振興課が行う、となっております。こちらは、令和7年度から農政課と商工課が統合され、新たに産業振興課が発足することになるため、改めております。

この他にも国から示されている規定例というものがあり、その規定例に伴い規定の整理を行いました。

資料②として、この規定の新旧対照表を付けております。改正前、改正後とありますが、下線が引いてある所が改正部分となっております。

資料③として、使用料や区画の面積を明記しております要綱となっております。こちらについては、4月から金額が改定になるため、要綱も改定しています。

(議長)

ただ今、朗読、説明等いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

現在、2か所のふれあい農園があるわけですが、使用料の改正については既に借り受けているのでしょうか。それとも、これから借り受けようとしているのでしょうか。

また、皆様に対して、周知はされているのでしょうか。

(農政課)

こちらについては、使用料なのでかなり反響が大きいことも考えられますので、昨年12月に説明会を開催し、周知をさせていただいております。4回ほど開催させていただき、多くの方にご参加いただきました。4月に更新の手続きが必要になってきますので、今月になってから使用料が改定になります、とお伝えしております。

(委員)

借入状況は、空き地がないくらい待機者が多いのでしょうか。その場合、抽選でしょうか。

(農政課)

規程上は抽選となっているのですが、実際は、更新が可能になっているため、長く借りられている方は長くなっています。ご高齢の方が農園を利用されることが多いため、今回のことを理由に辞退される方もおられ、待機されている方がそこに入って行くような形になります。

2月の時点では、どちらも10件程待機の方がいらっしゃる状態でした。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わらせていただきます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員)

議案第2号の「計画案の作成に対する意見」について、現在、問題になっている地域計画の区域内の促進計画と、地域計画外と両方あると思います。促進計画については、地域計画区域内のものか外のものか、できれば表示された方がよいと思います。

なぜなら、意見聴取する場合、地域計画の区域内と区域外だと、相手方が違います。共通していることは、農業委員会だけです。地域計画区域内だと農政課、地域計画区域外だと貸付人や集落の代表者などの利害関係者だと思います。

そうすると、明らかに相手が違うので、促進計画案についての意見聴取は、地域外の農地か、地域外の農地か、という表示が必要かと思います。

仮に、地域内の農地であるとして、地域内の農地がどの程度集積したかという進捗状況が分かると思います。

例えば、備考欄に地域計画区域内／外という表示を入れた方がよいと思いました。

提案ということで、ご検討いただきたいと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局よりお願いいたします。

(事務局)

委員さんのご提案のとおり、地域計画が絡んでくる所もあると思いますので、備考欄を活用できるかも事務局で検討したいと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を吉岡副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —